「総合的な学習の時間」における家庭・地域等と連携した 学校外学習の位置づけの明確化について

平成30年10月1日 課 程 部 資料2-3

れ ま で 0 的 な 学習 **の** 時 間

れ

か

ഗ

総

合

的

な学習

時

間

教師の直接的指導の下で「教室」で実施されることが多い。 (「職場体験」など、教師の間接的な指導の下で、教室外で 行われることもある。)

学校・教室での学習

学校外の学習 (平日の通常授業時間内)



・地域調べ(商店街、街並み等)、職場体験等

教師の直接的指導だけでなく、家庭や地域と連携しながら、 様々な場を通じて、児童生徒が主体的に探究を行う

学校・教室での学習

学校外の学習



(夏季休業期間や土日等含む)

・地域の教育資源を活用した実践的な学習活動 例)地域調べ(商店街、街並み、安全マップ、外来生物等) 職場体験・職業調べ

図書館や博物館・公民館等を活用した調べ学習

○今次改訂では、児童生徒が実社会・実生活の中 から主体的に課題を見付け、その解決に向けて多 様な他者と協働しながら、情報を収集・分析し、解 決策をまとめ・表現する探究的な活動を重視して、 アクティブ・ラーニングを推進。

○総合的な学習の時間は、従来から、職場体験や 地域調べ等、家庭や地域と連携しつつ展開されて きたが、こうした連携は限定的だった。

○ 夏季休業期間や土日等を含めた学校外におけ る総合的な学習の時間の授業を行う条件を明確化 することにより、児童生徒の多様な課題に応じた探 究の機会の充実を図る。

【条件】指導計画上の位置づけ(目標、内容、学習活 動、指導方法・体制、学習の評価)が明確であって、 家庭・地域との連携の取組が充実している場合など には各学校等の判断により、総合的な学習の時間の 一定割合(1/4程度)は、学校外での学習についても、 授業として位置付けることができる。

〇これにより、

地域の教育資源の活用による学習 の多様化が進むとともに、夏休み等を活用しつつ、 週当たりの授業時数を増やさずに、弾力的に授業 **を行う**ことができる。

○このことは、学校と家庭・地域との連携の推進、 学校教育と社会教育との相互の教育機能の充実 による学校の働き方改革等にもつながる。